

	号外	定価1部2円	いよいよ秋の確定闘争ヤマ場突入！ 厳しい職場実態を突き付け、具体的な改善回答求め県職労に結集を！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2023確定闘争② 10.26県職労・人事課長交渉 全組合員が **実感** できる改善を！

定年引上げ 人員課題 職務内容を最優先検討し早期提示を
業務量・超勤実態に即した職員配置を



小田嶋委員長(左)から内城人事課長(右)に手交

県職労は10月26日、賃金水準向上、諸手当改善、人員確保課題、高齢層職員処遇、会計年度任用職員制度や専門職の処遇改善、長時間労働是正、職場環境改善等に係る独自要求書(自治労岩手県本部統一要求書)を内城人事課給括課長に提出し、具体的改善策を求め、交渉を行った。(交渉結果は以下のとおり)

※賃金等の地公共闘共通課題にかかる詳細回答は10月27日赤枠号外第2676号を参照

1 月例給・一時金

「改定は時期を含め、国・他県の動向に留意しつつ、勧告の取り扱いを検討」との回答に終始。会計年度任用職員の賃金改定の4月遡及や一時金支給月数の改善(総支給月数の一般職員均衡)についても「他県の状況を踏まえ検討」との回答に止まり、具体的な改善策を示さなかったことから、次回交渉で踏み込んだ回答を行うよう求めた。

2 高齢層職員の処遇改善・定年引上げ課題

①勤務意欲確保策について、「主幹任用の拡大、勤勉手当の評価で配慮。更なる対応ができないか検討を進めている」と例年どおりの回答。改善イメージを持てる具体的回答を示すよう求めた。

②定年引上げ後の60歳超職員の配置について、「非管理職(原則)、知識や経験を要する困難業務や若手職員への指導、管理職経験者は民間企業との折衝など、高度な企画業務を想定している」とするも、具体的な業務は示さず「鋭意検討中」とした。県職労は「身上調査書提出の時期を控え、該当者は不安しかない。最優先で検討し、次回交渉で示すべき」と訴えた(裏面に続く)。



改善回答を求める県職労交渉団



回答する内城人事課長

3 人員課題

(県 職 労) 長時間労働の是正が進まないのは、慢性的な人員不足が原因。非常災害時を含め、職場体制が確保できる人員配置を。

(人事課長) 必要な職員の確保はもとより、弾力的な職員体制を編成し、危機管理上の課題に迅速かつ的確に対応できる体制の構築に最優先で取り組む。

(県 職 労) 深夜超勤を強いられたうえ、予算不足を理由に超勤命令が行われない事例がある。あつてはならないが、人事課は実態をつかんでいるか。



超勤課題を訴える高谷中執

(人事課長) 不適切な取扱いが生じないように周知する。超勤予算が不足する場合は調整する。主管課に声をあげてほしい。

(県 職 労) 今年度末は定年退職者が生じない。職員定数の取扱いは。

(人事課長) 採用機会の均等化や職員構成の平準化のため、退職補充を基本とする方針を見直し継続的に一定数の職員採用を行う。一時的な増員職員は欠員が生じている所属に配置する等の検討をする。



休暇改善求める橋本中執

4 休暇課題

(県 職 労) 両立支援のため、年次休暇や特別休暇が十分に取得できる環境整備が先決。

(人事課長) 職員向けハンドブックやセミナーに加え、今年度は管理職員向けセミナーも実施し、所属長の理解促進にも取り組んでいる。職員が仕事と家庭を両立しやすい環境整備を進めていく。

(県 職 労) 第3子以降の子等の看護休暇の日数拡充も行うべき。

突然の試行提案 フレックス拡充・勤務間インターバル

県職労 導入根拠乏しい 検討俎上と成り得るか…

(人事課長) 人事委員会報告を踏まえ、①フレックスタイム制度の対象者の拡大を2024年1月から一部試行、②勤務間インターバル制度を2024年4月から試行したく提案する。

- ① 現行対象者の「育児、介護を行う職員」「障がいのある職員」「通勤治療が必要な職員」に「単身赴任者」、「家族の世話を行う必要がある職員」、「自己啓発等（大学院通学等）」を加えたい。
- ② 前日の勤務時間終了後から翌日の勤務時間開始までに11時間以上の休息時間を設ける仕組みを設けたい。試行対象は全所属だが、議会对応、窓口業務等、所属で適用除外判断を可能としたい。

(県 職 労) 現行フレックス導入時に、取得により少数体制となった際の職場体制が不十分として限定導入した理由と検証が全くされていない。インターバルもフレックスの全体化や現行制度で認められていない勤務時間割り振り変更の拡大を前提としなければならない運用を「試行」提案する内容であり、導入根拠も提案根拠も乏しい。課題山積であり、検討俎上と成り得るかを含め、持ち帰って事務的に詰めなければ、具体的検討はできない。今回は提案を聞くまでとする。

※ 紙面都合により当局の提案書面は、支部書記局及びHPに配架します。各自で内容を確認し、運用面での疑問・不安等を県職労へお寄せください。